

○駒ヶ根市附属機関に関する条例

昭和52年12月23日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 執行機関に、別表のとおり附属機関を設置する。

(会長及び副会長)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第5条 附属機関に、必要に応じ小委員会又は部会を置くことができる。

(幹事及び書記)

第6条 附属機関に、必要に応じ幹事及び書記を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その執行機関が定める。

別表（第2条関係） 【抜粋】

附属機関 の属する 執行機関 及び任命 権者	附属機関 の名称	組織		任期	所掌事務
		委員の定数	選出区分		
市長	駒ヶ根市 基本構想 審議会	20人以内	公共的団体等の代表者 識見を有する者	当該諮問にかか る審議が終了す るまでの期間	基本構想及び基本 計画等に関し、市長 の諮問に応ずる調 査審議